

沖縄戦後史論序説

新崎, 盛暉 / ARASAKI, Moriteru

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

4

(開始ページ / Start Page)

285

(終了ページ / End Page)

310

(発行年 / Year)

1977-07-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002699>

沖繩戦後史論序説

新崎盛暉

はじめに

このところ、沖繩戦後史研究⁽¹⁾のいくつかの成果が、相次いで刊行されつつある。たとえば、宮里政玄編『戦後沖繩の法と政治』(東大出版会、一九七五年)、日本国際政治学会編『沖繩返還の政治過程』(有斐閣、一九七五年)⁽²⁾などがそれである。これらは、必ずしも戦後史研究と銘打たれているわけではないが、「戦後沖繩」(米軍支配下の沖繩)という、他の時代とは明確に異なった時代の特徴をもつ時期の政治的ないし制度的諸問題を、歴史的変遷過程に即しつつ分析しているという意味において、沖繩戦後史研究の一環として位置づけられうる内容をもっている。

こうした傾向は、「戦後沖繩」という時代が終りを告げることによって、沖繩戦後史研究が、そのこと

を明示すると否とにかかわらず、総括の季節を迎えていることを示している。わたし自身が『試論・沖繩戦後史』(沖繩タイムス連載、一九七四年)、『戦後沖繩史』(日本評論社、一九七六年)、『沖繩戦後史』(岩波新書、一九七六年)などで試みたのも、そうした作業であった。

ここでは、そのような状況を前提にして、沖繩戦後史をいかなるものとしてとらえるかという点に関して、いくつかの問題提起を行なってみたい。本来、沖繩戦後史をいかなるものとしてとらえるか、とか、いかなる方法によってアプローチするか、といった論議は、それ自体としてなされるよりも、具体的な歴史叙述、あるいは歴史分析の上において示さるべきであり(その方がより生産的であり)、また逆にいえば、科学的な戦後史研究には、何らかの意味において、そうした問題意識、観点、方法論が前提的にふまえられていなければならない、というのがわたしの基本的立場であるが、一定の研究成果を前提にしていることであれば、若干の問題点の整理は、戦後史研究、ひいては沖繩近現代史研究を前進させる上で、ある程度の意味はもちうるかもしれない。本稿は、このような考えにもとづいて書かれた一つのノートである。

注

(1) 沖繩戦後史は、沖繩占領米軍の支配権確立によってはじまり、日米両国間の政治的取引きによって、沖繩が日本に返還された(復帰した)ことよって終る。したがって、沖繩戦後史は、主要には、政治的、政策的要因に規定され、主導された歴史である。それは、相対的にはあっても、自律的な経済史的発達や文化的展開のきわめて困難だった歴史である。いいかえれば、沖繩戦後史の基本的骨格は、政治史的動向のなかに集約的に表現される。このため、戦後史研究の焦点もそこに集中しており、ここでもそのことを前提に

して論をすすめる。もちろん、沖繩戦後史は、戦後沖繩における民衆の生活全体を包括しているのであるから、沖繩戦後史の叙述、分析が、戦後沖繩における社会変動を、民衆の日常感覚までを含めて描き出す努力をなすべきことを否定するものではない。

(2) 琉球新報紙上に、一九七六年十月三十日から十回にわたってその要旨が紹介された松田賀孝「B門時代―戦後沖繩社会経済史の研究から」などもその一つであろう。

(3) 『試論・沖繩戦後史』は、「復帰思想」の分析を中心にすえながら、戦後沖繩政治(思想)史上の論点をめぐって、さまざまな問題提起を行なうことを目的とした戦後史の中間総括である。『戦後沖繩史』は、『試論』を量的に約三分の二に圧縮したもので、時期区分論の一部、日本政治史に言及した部分、七〇年代に関する叙述などが省略されている。『沖繩戦後史』は、『試論』の問題提起をふまえて、通史的歴史叙述を試みたものである。

一 沖繩戦後史研究の系譜とその視角

——問題意識と方法論を中心に——

沖繩戦後史研究は、意識的にせよ、無意識的にせよ、島ぐるみ闘争の爆発に触発されて始まったといっ
てよい。沖繩人民が歴史の主役として、はじめてその姿を地平にあらわしたとき、沖繩戦後史研究もま
た、人民大衆とともに歴史形成へのかかわりあいを求めて始められたのである。こうした仕事のなかで、
先駆的な位置を占めているのは、新里恵二、喜久里峰夫、石川明「現代沖繩の歴史」(『歴史評論』一九五七

年一月号)であろう。ただし、この論文は、一九四九年までしか叙述しておらず(1)はしがき)では、すでに一九五六年時点までまとまっているように書かれていたのだが、そのまま中断している。

六〇年代にはいると、相次いでいくつかの論文があらわれるが、なかでも注目されるのは、国場幸太郎「沖縄とアメリカ帝国主義」(『経済評論』一九六二年一月号)である。

国場は、アメリカの対沖縄政策、とりわけ経済政策の歴史の変遷過程の実証的な分析にもとづいて、アメリカの対沖縄政策の本質は「軍事基地の安全な確保」にあるのであって、「植民地的な経済的利益の追求にあるのではない」ことを明らかにした。(1)

国場論文は、沖縄における民衆の闘いの方向性を明らかにすること(同時に、本土においてこれと連帯する闘いを創出すること)を目的とした現状分析をめざすものであって、戦後史研究それ自体を意図するものはなかった。しかし、沖縄の現状を分析することは、とりもなおさず、戦後史の流れを分析することによって、戦後沖縄的特質を明らかにすることにほかならなかった。

沖縄戦後史研究が、将来への展望を見出そうとする現状分析と密接な関連性をもったのは、島ぐるみ闘争に触発されたというその歴史的背景からいって当然のことであった。一九四九年までの歴史叙述である新里らの論文もまた、こうした問題意識に貫かれている点では同じであった。国場、新里にかぎらず、この点だけについていえば、牧瀬恒二⁽²⁾やわたし自身にも共通である。これとの関連でいえば、沖縄戦後史研究が、大学に籍を置くような研究者によって始められたのではなく、それぞれ何らかのかたちで沖縄人民の闘争と主体的にかかわりあおうとした者たちによってはじめられたことも、いちおう注目してお

いていい事実かもしれない。

だが同時にこうした事實は、沖縄戦後史研究者に、実践の問題意識と客観的歴史(現状)分析の間に不⁽³⁾断の緊張関係を保つべきこと、いいかえれば、研究者の政治的主張と客観的歴史(現状)分析の未分化な混在を避けるよう努力すべきことを要求した。

しかし、この点に関していえば、必ずしも十分な配慮がなされたとはいえない面があった。

そのことは、たとえば、新里らが、初期復帰論者としての仲吉良光を無原則的に過大評価していたこと⁽⁴⁾と、わたし自身が、復帰運動における独自の戦争体験、戦後体験の内在化を強調するあまり、復帰思想のもと戦前の意識との連続性(同質性)を過小評価していたこと、牧瀬恒二が、沖縄人民党の結成に、「人民のはげしい祖国復帰の意欲の反映」をみていたこと、⁽⁵⁾などに示されていた。こうした評価のゆがみや事実認識の誤りは、実証的研究の集積やその相互交流の過程において克服されるべき問題であり、事実そうしたことなされないではなかったが、それに党派の理論や立場がからむと、不毛な論議の空転や歴史的事実の政治主義的な歪曲が生じる危険性が少なくなかった。⁽⁷⁾

同じような問題は、沖縄返還政策をどうとらえるかをめぐっても生じている。

周知のように、アメリカのベトナム政策が全面的に破綻し、教公二法阻止闘争をピークとする沖縄人民の闘いの昂揚とあいまって、日米両政府が沖縄返還政策を具体的スケジュールにのぼせてきたその段階でも、なお多くの人びとが「佐藤内閣と自民党の手によって、沖縄・小笠原のどんな返還も不可能である」

(上田耕一郎「佐藤訪米と沖縄返還闘争の課題」『前衛』、一九六七年十二月号)という見解にとらわれていた。⁽⁸⁾

このような見解が、歴史的事実そのものによって、もののみごとにその誤りを指摘されていることはいうまでもないが、では、このような誤りが生じた原因はどこにあるのだろうか。⁽⁹⁾それは、ほぼ三点に要約することができる。

その第一は、こうした見解が、日米両政府の対沖繩政策の具体的、かつ実証的な分析の結果として導き出されたのではなく、むしろ抽象的な一般理論(対米従属論)から演繹的に引き出されているという点である。すなわち、日米両帝国主義間には、矛盾対立があり、日本政府には、沖繩返還を要求する内在的欲求もあるが、現実の力関係からいって、日本政府はアメリカにこれを要求することはできない、というのである。さらに、後に挙げる第三点とも関連して来るが、そこには、資本主義世界の全般的な危機の進行という歴史的条件の変化のなかで、日米両国支配層が、相互に政治的・経済的利害の対立・競合関係をもちながらも、共通の利益追求の目的で、対沖繩政策の転換をはかる可能性があるのではないか、といった問題意識もみられない。日米関係も、沖繩返還のもつ意味も、きわめて形式的にしかとらえられていない。

第二に指摘されなければならないのは、戦後沖繩における大衆運動、とりわけ祖国復帰運動に関する実証的分析を欠いている点である。したがって、この時点でいえば、教公二法阻止闘争にいたる沖繩人民の闘いが、いかなる歴史的条件のもとで昂揚し、いかなる問題点をはらむのか、といった具体的認識がみられない。このため、沖繩の施政権だけでも返還されれば、その翌日から基地撤廃を要求する圧倒的な大衆闘争が展開されるはずだから、そのような事態を予見しつつアメリカが沖繩の施政権を返還することはできないだろう、といった結論が、いとも簡単に引き出されてくる。実は、人民が自らの闘いに内在する問題性を明確に自覚しえないうちに、支配者側がこれを先取的に認識したらどうなるか、という問いに対する答えが、沖繩返還政策の現実化にほかならなかった。

第三は、沖繩戦後史を世界史的ひろがりのなかでとらえるという視角の欠如である。抽象的な論議としては、沖繩戦後史を世界史的連関でとらえることの必要性を強調する人びとは決して少なくないが、具体的な現状分析・歴史認識の問題となると、このような視角が見失われてしまうことの一つの例証を、わたしたちはベトナム戦争と沖繩返還政策の関連性への認識という問題においてみることができる。ベトナム人民の解放闘争が、アメリカの極東政策にいかなる打撃を与え、それが対沖繩政策にいかなるインパクトを及ぼしたかを考えれば、ニクソン・ドクトリンと結びつく日米軍事同盟再編強化政策の中心環としての沖繩返還政策が当然視野のうちに入ってくるはずである。こうした視角が欠落すると、アメリカのベトナム侵略戦争の敗北について語りながら、ベトナム人民の闘いに追いつめられたアメリカが、沖繩でどのような立場に立たされているかというところを見抜きえないということになるのである。⁽¹⁰⁾こうした点に関する批判あるいは自己批判を抜きにして、日本現代史のテキストをおうむがえしに沖繩戦後史に適用して、沖繩近現代史とアジア問題の密接不可分の内在的関連性を強調することがまったく無意味であることはいうまでもない。⁽¹⁰⁾

ところで、こうした見解の誤りは、歴史的事実によってそのことが明らかにされながらも、なおかつそれを認めようとしないうちによって増幅される。すなわち、不可能な返還を可能にした理由を、人民の闘いの成果であり、日米両国政府が強いられた部分的譲歩であると説明することによって、その正当性と一貫性を保とうとする。したがって、沖繩返還政策のもつ軍事同盟再編強化政策としての積極的側面は切り

捨てられ、消極的な（譲歩政策としての）側面が、つまり、形式的、欺瞞的であるという側面のみが強調されることにならざるをえない。

さて、この問題にはこれ以上深入りしないが、一方逆に、六〇年代のなかごろから、これまでにみたような実践的意図をむしろ積極的に排除することが研究対象分析の客観性あるいは実証性を保証するものであるとする立場からの沖繩戦後史研究があらわれた。比嘉幹郎『沖繩—政党と政治』（中公新書、一九六五年）、宮里政玄『アメリカの沖繩統治』（岩波書店、一九六六年）などがそれである。だがしかし、比嘉が、ほとんど自明のこととして、いわゆる基地・施政権分離論を、沖繩問題解決の現実策であると評価していたことにも示されているように、実践的問題意識の排除それ自体が、一つの立場性の表明である場合も少なくなかった。

宮里編前掲書は、実証主義的立場をいっそう強化しながら、六〇年代中期の研究をいっそう緻密化しようとしたものとして位置づけることができる。とりわけ巻頭におかれた宮里政玄「アメリカの対沖繩政策の形成と展開」は、山極晃「アメリカの戦後構想とアジア—対日占領政策を見直す—」（『世界』一九七六年九月号）などとともにアメリカの対沖繩政策の形成・展開過程を知るうえで欠かせないものの一つである。

しかし、にもかかわらず、それが沖繩戦後史の主要な規定要因の一つであるアメリカの対沖繩政策の適確な把握という点からみて、方法的に十分なものであるかといえ、必ずしもそうは思われない。

この点について、具体的な問題に即しながら、若干言及してみたい。

たとえば、宮里は、アメリカの対沖繩政策を条件づける最大の要因である米極東戦略上における沖繩

一（基地）の重要性を、つぎのように指摘する。

まず、ケネディ政権下においては、「局地戦の発生し易い地域には機動性の高い地上軍を配置し、必要な時にはどこへでも兵力を投入できる態勢を整えることが必要とされたからである」（四七頁、傍点引用者以下同様）。ジョンソン政権下においては、「中国の核実験（64・12）により、沖繩基地は日米双方にとって重要となったが、その重要性はヴェトナム戦争によっても高まった」（六九頁）。ところが、ニクソン・ドクトリンの段階になると、「ヴェトナム戦争も終結の方向に進んでおり、米国内にも海外におけるオーバー・コミットメントに対する批判が高まっていた」ので、「事態は幾分日本に有利な方向に好転した」（九二頁）。これらの記述は、米国議会における証言や、さまざまな調査研究報告によって資料的に裏付けられている。だがそれらはおおむね、アメリカ政府当局者によって表明された政策的意図である。

しかし、南ベトナム米援助司令部の設置（六二年）、トンキン湾事件（六四年）などの歴史的事実に示されているように、現実の政策は、当局者によって表明された意図とは逆の方向で展開されている。すなわち、アメリカの極東政策は、局地戦発生の可能性に備えた軍備配置、中国の核実験に対応する防衛体制の強化としてではなく、ベトナム戦争介入への準備体制の強化（段階的、間接的介入から、全面的、直接的介入へ）として展開されていく。

このような米極東政策の本質との関連で対沖繩政策をとらえなければ、なぜベトナム戦争が終結の方向に進んだのか、なぜその段階で沖繩返還が日米双方にとっての焦眉の急務になってきたのか（それは事態が日本にとって有利な方向に好転した、という意味とはちがう）が、明らかにはならない。

現実の政治過程においては、政府(支配層)によって表明された政策的意図よりも、その背後にある歴史的事実(たとえばトンキン湾事件)が物語る表明されざる政策的意図(政治的真意)の方が、はるかに重要な意味をもつ場合も少なくない。したがって、政策的意図の表明されない一むしる表明された政策的意図とはまったく逆の意味をもつ一歴史的事実をつねに視野に入れておくことによってはじめ、表明された政策的意図の具体的検証・実証的分析が生きてくるのではなからうか。いいかえれば、そうすることによってはじめ、実証主義が形式的なトリビアリズムに陥るのを避けながら、歴史の全体像を把握する方法論を確立しうるのではないだろうか。一般的な歴史理論の安直な現実適用と、形式的なトリビアリズムに陥りがちな実証主義との間の懸隔を止揚するということは、現実の沖繩戦後史研究においても、きわめて重要な意味をもっているのである。

注

(1) それまで、アメリカの対沖繩政策＝沖繩支配の本質については、明確な論議がなされず、内容(＝概念規定)をあいまいにしたままで、「植民地化政策」とか、「属領化政策」として表現されることが多かった。国場は、新里らの前掲論文や、瀬長亀次郎『沖繩からの報告』(岩波新書、一九五九年、これはままとまった沖繩の現状報告としては戦後最初のもの)を例にとり、こうした傾向に疑問を呈し、アメリカの沖繩支配の本質は、「古典的な意味における『植民地化政策』」でもなければ、「第二次大戦後の新植民地主義の一般形態とも異なっている」ことを指摘して、それは軍事基地の確保を根本目的とするものであって、経済的収奪を第一義的目的とするものではない、と結論したのであった。

これに対して新里は、「新植民地主義下の沖繩―戦後沖繩政治史分析の視点と論点」(『歴史評論』、一九六

四年三月号)などによって、さまざまな角度から国場に対する反批判を行なっているが、肝心の、軍事基地の確保を根本目的とするものであって、経済的収奪を第一義的目的とするものではない(このことは、できるだけ安上がりな基地を確保するための経済的収奪を否定するものではないだろう)とする国場の認識が誤っているのか、それとも、それ自体は正しいが、それをも新植民地主義的支配(＝植民地化政策)としてとらえるべきなのに国場がそれをあいまいにしているというのか、という点をはっきりしない。「植民地化政策」という、従来一般に用いられていた支配の本質規定に否定的見解を示したため、国場に対する批判は、新里だけでなく牧瀬などによっても、執拗なまでにくりかえされるが、いずれも、国場の実証的分析と、それにもとづく結論それ自体に切り込むことなく、抽象的な植民地規定をめぐって空回りしている。

(2) 後注(6)の論文や『二十七度線の沖繩』(新日本出版社、一九六三年)など。

(3) 「転機に立つ祖国復帰運動―沖繩問題の現段階」(『世界』一九六三年七月号)など。

(4) 前掲「現代沖繩の歴史」

(5) 『沖繩問題二十年』(岩波新書、一九六五年)、とくに「1沖繩戦の『意味』」、「2廃墟にめばえた民族意識」など。

(6) 「沖繩における民族意識の形成と発展―戦後の沖繩史にそって―」(『思想』一九六一年十月号)。

(7) 牧瀬が国場幸太郎「沖繩の日本復帰運動と革新政党―民族意識形成の問題によせて―」(『思想』一九六二年二月号)によって、前注(6)の誤りを指摘されて、「私が『人民党の結成自体が人民のはげしい祖国復帰の意欲の反映でもあった』と書いたのは、人民党の結成当時の情勢からいうならば、『人民の潜在的にはげしい祖国復帰の意欲』と書いた方がいっそう正確だったかもしれない」(『沖繩政党史』『思想』一九六二年八月号)と強弁しているのは、その一例である。沖繩人民党が発行した『党創立を記念して―沖繩人民党の二十年』(一九六八年)が、党創立当時、「綱領の中心となったボツダム宣言の完全実施は、当時の軍事占領

- 反対、米軍撤退、即時無条件祖国復帰の内容をもつもの」であるとして、いるのもまったく同じ例である。
- (8) 上田耕一郎や、基本的にこれと同一見解をとる牧瀬恒二や新里恵二の見解は、それを支える日本共産党の公式見解とともに、『試論・沖繩戦後史』(沖繩タイムズ、一九七四年九月十日、十一日付)および『戦後沖繩史』(三〇四頁〜三二三頁)で、それぞれ具体的に引用、紹介してあるので参照されたい。
- (9) この点も、前掲書における指摘と部分的に重複する。
- (10) この批判は、西里喜行に代表される沖繩戦後史論に向けられている。西里は、琉球新報の特集シリーズ「沖繩学の潮流と展開、第一部、現状と課題」のなかで、八回(一九七六年六月十五日付から、六月二十四日付)にわたって、沖繩近現代史研究の現状と課題について論じており、そのうち二回を戦後史論にふりあてている。そこでこと新しく提起されている問題の多くは、すでに戦後史叙述のなかで提示されているか、一般論として常識化していることがらであるが、そのみでなく、いくつかの重要な問題点を含んでいる。

その一つは、沖繩戦後史を世界史的ひろがりのなかでとらえることの必要性を強調しながら、あいかわらず、「七二年復帰」を、祖国復帰運動がかかげた諸要求のうちで「異民族支配からの脱却による民族統一の要求」のみを「形式的、欺まんに解決した」ものであるとしてしかとらえきれず(ベトナム政策の破綻にもとづく日米軍事同盟の中心環であるというその本質をとらえきれず)、それでいて「他の諸要求が未解決のまま現在に引きつがれている」ことをもって、祖国復帰運動を「茶番劇」として描き出すことは誤りである、などとピントはずれの方向に議論を展開していることである。

しかし、いったい誰が復帰運動を「茶番劇」であるかのように描き出したのであろうか。ここには、復帰運動批判をいかに矮小化して描き出すかという政治的(≠非学問的)意図のみが露骨に顔を出して、復帰運動の歴史の正当性に対する科学的な確信というものはみられない。

なお、西里とは、ほ共通の立場から、比較的柔軟な歴史叙述を試みたものに、儀部景俊、安仁屋政昭、来間

泰男『戦後沖繩の歴史』(日本青年出版社、一九七一年)がある。この本では、沖繩返還の闘いに追い込まれていった日米両支配層が、六〇年代後半、次第に沖繩返還を真剣に考えはじめたことを認めている(ここでも沖繩人民あるいは日本国民の闘いのみが目に向けられて、ベトナム人民の闘いと、まさに内在的関連性が抜けてはいるが)。しかし、人民の側が、とりわけこの本のなかで大きい比重がおかれている沖繩人民党や日本共産党が、そのことを見抜けずまったく逆の見解を示していたことにはふれないで(その思想的、運動論的意味については考えようとしてないで)、通り過ぎていく。この本の基本的視点は、「沖繩県民の歴史を、人民大衆のたたかいをあとづけることによってあきらかにしようという」ことにあると強調しているにもかかわらず、基本的視点の動揺を示す一例といえよう。

- (11) 「序言」で、研究の動機が「従来の著書、論文がとかく感情的な評論に走りがち」であったことに対する不満にあったことを強調しているところからも、それがうかがわれる。

- (12) この点についてわたしは、一度論じたことがあり(『戦後沖繩政治入史』研究の現段階―『戦後沖繩の政治と法』を読んで―、『新沖繩文学』三十号)、宮里のこれに対する反批判もあるので(『復帰思想の批判的分析―新崎盛暉著『戦後沖繩史』を読んで―、『新沖繩文学』三十二号)参照していただきたいが、わたしの言葉の不十分さもあって論議が十分にかみ合っていないところがあるので、ここであらためて論点を明確にしておきたい。

二 沖繩戦後史と復帰後沖繩の現実

—その差異と連続性について—

沖繩戦後史の始期を米軍支配の確立に求め、その終期を一九七二年の沖繩返還におくことについては、おそらく異論はあるまい。¹⁾それは、沖繩戦後史の時代的特徴が、日本からの分離と米軍支配という点に集約的に表現されていたからにはかならない。ただこの時代的特徴を表面的にとらえてしまうと、沖繩戦後史は、それ自体として完結したものになりかねない。日本からの分離と米軍支配という点に集約的に表現される沖繩戦後史の時代的特徴は、何よりも、第二次世界大戦の終了からベトナム戦争の終結にいたる世界的な流れと密接な関連性をもっているところに重要な意味があるのである。

すなわち、沖繩の日本からの分離と米軍支配は、米ソを両極とする資本主義圏と社会主義圏の対峙のもとにおける植民地諸人民の解放闘争の進展という第二次世界大戦の終了によってもたらされた世界政治の基本的構図の変化、より直接的には、資本主義圏におけるアメリカの経済力および軍事力の圧倒的優位と、そのことに由来する国際政治面での強力な指導力を前提として成立し、沖繩返還(日本復帰)は、ベトナム戦争の終結(↓南ベトナム解放、南北ベトナム統一)にともなう戦後世界政治の基本的構図の変化、とりわけベトナム政策の破綻に端的に示されたアメリカの経済力および軍事力の相対的な優位性の低下と、それによる国際政治面での指導力の弱体化を前提として実現した。国際政治面におけるアメリカの指導力の低下を、ドラスティックなかたちで示したのは、一九七一年十月の国連総会におけるアルバニア決議案(中国招請、国府追放)の可決であった。その意味において、沖繩返還は、アメリカのベトナム政策破綻の随伴現象ともいうべきニクソン訪中、日中国交回復、アルバニア決議案の圧倒的多数による可決などと密接に結びついている。

沖繩返還は、アメリカの経済力、軍事力、政治力の相対的低下を一つの条件とする世界政治の多極化構造に対する日米支配層の対応策としての、日米軍事同盟再編強化政策の一環であった。

したがって、沖繩返還の準備段階から、返還(復帰)後にいたる日米両政府の沖繩返還(復帰)政策の主軸は、軍事基地維持政策としての性格を強くもっていた。復帰による軍用地代的大幅引き上げ、復帰関連法の焦点となった公用地等暫定使用法の制定(さらにはその実質的継承を意図する新基地確保法制定の試み)、自衛隊のさみだれの強行配備、基地合理化のための基地労働者の段階的大量解雇などは、まさにそうした返還(復帰)政策の具体的あらわれにはかならない。とくに復帰時点において、一挙にそれ以前の六倍から七倍、現在では約十倍に引き上げられた軍用地代の総額約二百七十五億円²⁾は、沖繩の主要農産物であるといわれるサトウキビ生産額をはるかに上まわり、農業総生産の約六割に相当する年もある。この軍用地代が、新たな基地依存体制の創出、沖繩社会の根底的腐蝕の根幹をなしており、約九十億円にのぼる雇用保険給付金や軍離職者等就職促進手当とともに、日本本土の平均の約三倍(六〇七パーセント)の失業率に表示される社会的不満が、基地を指して爆発することを防ぐ安全弁として作用していることは否定できない。一見経済政策であるかのような装いをもつ復帰施策のなかにも、軍事基地維持のための民衆対策としての側面をもつものが少なくない。³⁾

沖繩返還(復帰)の本質は、このようなものであった。このようなかたちで戦後沖繩の歴史は終り、そこから「復帰後沖繩の歴史」とやがてよばれることになるかもしれない「復帰後沖繩の現実」が展開しはじめた。

沖繩返還のもつ軍事的意味あいについては、少なくとも一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談の前には、広汎な民衆レベルにおいて、かなり明確な認識が成立していた。それは必ずしも、体系化され、理論化されていたといふ難い点もあったが、復帰協や沖繩教職員会の闘争方針（とくに六九年十一月闘争方針の草案等において）にも、はっきりと反映していた。

しかし、復帰の実現とともに、沖繩返還（復帰）の本質に関する認識は、むしろ不明確なものになっていった。それには、いくつかの原因が考えられる。

その第一は、復帰にともなう諸現象、たとえば、本土資本の急速にして大規模な流入による経済支配（土地買占め等）、あるいは逆に、軍事基地の効率的維持のみを第一義的目的としていた米軍支配下においてはまったく欠落していた補助金行政を中心とする限定的な「恩典」散布、⁽⁴⁾などが問題の焦点を拡散させたことである。

第二は、米軍支配の静態的、現象的な把握が、戦後沖繩の歴史と復帰後沖繩の現実との連続性を見失わせてしまったことである。

第三は、ベトナム政策の破綻によるアメリカの対中国政策の転換と、それに対する中国側の対応が、「米中接近（＝緊張緩和）」としてとらえられたため、沖繩返還のもつ、世界政治の多極化構造への日米両政府の対応策としての側面に関する認識が後退してしまったことである。

第四は、米軍支配下における沖繩人民の闘いが、復帰運動として集約されてきたため、この運動を担ってきた闘争主体やその同調者の多くが、沖繩返還（復帰）の否定的本質を認めることが、あたかも、「復

帰」を求めてきた自らの運動や思想の正当性を否定することにつながるかのような、きわめて政治主義的、あるいは便宜主義的立場から、その本質認識を回避してきたことである。

しかし一方では、復帰に仮託した民衆の期待が大きかったことの反動もあって、復帰にともなう社会的現実の否定的な側面、たとえば、自然破壊、失業率の急上昇、物価騰貴などは、民衆の間に、まるで復帰が諸悪の根源であるかのような現実認識を生んだ。こうした社会的雰囲気増大は、復帰運動を担ってきた闘争主体と人民大衆との間の乖離現象を拡大し、その指導力をいちじるしく低下させることになり、そこから大衆運動の全般的退潮が生まれた。ここに、復帰後沖繩における社会的、思想的混乱の大きな要因が潜んでいる。

したがって、復帰後沖繩の現実を正しく認識するためには、沖繩返還（政策）の本質をとらえなおすことからはじめなければならない。そのことによつて、沖繩戦後史と復帰後沖繩の現実の差異と連続性が明確なものとなる。それと同時に、こうした沖繩返還（政策）を実現させざるをえなかった人民の闘いの質に関する検討、いいかえれば、復帰運動およびそれを支えた復帰思想の厳密な再検討を必要とする。そのことを通して、沖繩返還（政策）に対決し、復帰後沖繩の現実を切り開く闘いの思想的再建の可能性を追求する途がひらけてくる。人民の闘いに内在する問題点をえぐり出すことは、人民の闘いをおとしめることでもなければ、その清算主義的否定でもない。人民の闘いを手放しで賛美し、こうした作業を回避することによつて、闘いのいっそうの発展を阻害することこそが、とくに現在の思想的状況のもとにおいて、問題にされなければならない。

注

- (1) この点、終期のあいまいな日本戦後史と異なる。しかし、以下に述べるような沖縄返還と世界史の流れの関連性をみるならば、日本戦後史もまた、沖縄返還によって終期とすることができるとはならないかと考えられる。
- (2) 軍用地料とはほぼ同額の基地労働者の給与を含めて日本政府が米軍基地関係に支払う財政資金は七百億円近く、米軍人や軍属の落とす金まで入れれば、いわゆる基地収入は約一千億円に達し、沖縄第一の「主要産業」になっている。
- (3) 沖縄振興開発計画自体も、そうした側面がないとはいえない。
- (4) 日本の施政権下におかれることによって制度的にもたらされる教育施設、福祉施設の拡充、さまざまな政策金融などがそれである。

三 沖縄近現代史と沖縄戦後史

— 歴史を規定する要因と時期区分をめぐって —

かつてわたしは、戦後沖縄的特質を析出するためには、戦前の沖縄と戦後の沖縄、戦後の日本と戦後の沖縄、戦後沖縄の変容、という三つの対比、相関の座標軸が必要であるという趣旨の発言をしたことがあり⁽¹⁾。このことを第一の座標軸についていいかえれば、沖縄戦後史は沖縄近現代史のなかにどのように位置づけられるか、という問題である。同時にそれは、沖縄における近代と現代をどう考えるかということに

もつながらる。

さき⁽²⁾にわたしは、沖縄戦後史を、主要には政治的、政策的要因に規定され、主導された歴史である、とした。しかし、このような意味では、明治政府の国家領域の確定をめざす軍事、外交政策としての琉球処分によってはじまる沖縄近現代史もまた、沖縄戦後史と共通する性格をもっているのではなからうか。もしかりにこうした仮説的問題提起が認められるとするならば、沖縄近現代史は、沖縄戦後史とともに、日本近現代史との関連を念頭におきつつも、独自の規定要因に即して、叙述、分析することが可能にもなり、必要にもなってくる。

こうした問題を、まず、沖縄戦後史を規定する要因を検討することからはじめよう⁽³⁾。

沖縄戦後史を規定する直接的要因は、大づかみにいって四つある。

その第一は、アメリカの対沖縄政策(A)である。アメリカの対沖縄政策といっても、それは、国務省、軍部、議会などの間で微妙にいろいろ場合もあり、そのことが、米国政府と出先米民(軍)政府との政策的なずれとなって表現されることもあるから、場合によっては、本国政府の政策(A₁)と、米民(軍)政府の政策(A₂)に分けて考える必要もでてくる。

第二の要因は、日本政府の対沖縄政策(B)である。

第三の要因は、沖縄民衆の動向(C)である。しかし、社会的階層秩序が完全に破壊されたところから出発した戦後沖縄社会にも、徐々に階層分化が生じはじめ。それが、政治の表面にあらわれてくるのは、一九五〇年代後半の島ぐるみ闘争の過程である。島ぐるみ闘争の分裂は、階層分化という社会構造の

変化の反映としての側面をもつ。これ以後沖繩民衆の動向(C)は、米軍支配下沖繩の受益者層の動向(C₁)と、沖繩人民の闘い(C₂)に分けて考える必要がでてくる。ここでいう受益者層は、ある意味では沖繩社会内部の支配層ということもできるが、支配層とよぶには、あまりにもその自覚に乏しく、また、ほとんど独自の権力をもちえていない。それが、支配層としての自覚をいくらか明確にもちはじめるのは、一九六〇年代中期のごく限られた期間であり、そのピークは、教公二法阻止闘争の段階であるが、沖繩返還政策の始動とともに急速にくずれはじめる。

第四の要因は、本土国民の沖繩問題をめぐる動向(D)である。これは、観念的にいえば、本土人民の沖繩闘争として、(C₂)と結合されて(B)と対置さるべきものかもしれないが、実態においては、そのような明確さをもちえていない。

さらにこれらの直接的規定要因をとりかこむ外的環境条件として、世界史の流れがある。一、および、二、でくりかえし述べてきたように、沖繩戦後史は、世界史の流れと密接な関係をもって展開されてきた。ベトナム人民の闘いは、アメリカの対沖繩政策を転換させ、沖繩人民の闘いにも大きな影響を及ぼした。しかしそれは、沖繩戦後史を直接規定する要因ではなく、それをとりかこむ外的環境条件を構成する。沖繩戦後史は、沖繩人民の闘いを中心にしながら、ここにあげた諸要因の相関関係のなかにおける変質によって、大きくいえば三つの時期、より細かい特徴に着目すれば九つの時期に区分されるが、この時期区分の具体的内容については、さしあたり、前掲『沖繩戦後史』「はじめに」で述べてあることに多くをつけ加える必要を感じないので、ここではくりかえさない。

では、こうした規定要因との関係でいえば、復帰後はどうなるのか。

アメリカの対沖繩政策(A)は、日本政府の対沖繩政策(B)の背後に後退する。それは、反基地闘争などにおいて、沖繩人民の闘い(C₂)と直接関係し合うが、もはや、現代史を直接規定する要因ではなく、沖繩現代史をとりかこむ外的環境条件の構成要素の一つである。一方、米軍支配下の受益者層は、その独自性とまとまりを急速に失いつつある。

さて、沖繩戦後史を分析、叙述するために用いた枠組は、復帰後の沖繩にも適用しうるが、さらにそれは、さきに述べた歴史の基本的性格の共通性からいって、沖繩近現代史全般にわたって有効ではないかというのがわたしの考えである。

つぎにこの点について具体的に述べてみたい。

明治政府の対沖繩(琉球)政策(B)は、まず、国家領域の確定をめざす軍事、外交政策としての琉球処分政策としてあらわれた。一八七二(明治五)年の琉球藩の設置から、一八七九(明治十二)年の廃藩置県までの時期は、明治政府が、琉球支配層を懐柔しつつ、最終的には力でねじふせて琉球処分を完成させる時期である。

しかし、琉球処分の一方的強行は、琉球と特殊な関係を持続してきていた中国(清)との間に緊張関係を生み、明治政府はそれを分島・改約案によって收拾しようとするがはたさず、朝鮮問題をめぐる対立とあいまって、対清緊張関係が持続する。この対清緊張関係の内政面への反映として旧慣温存政策がとられる。一八七九(明治十二)年から一八九三(明治二十六)年までは、こうした意味における旧慣温存期であ

る。この時期まで、沖縄民衆の動向(C)は、旧琉球支配層によって代表される。また、この時期、(D)に相当するものとしては、いわゆる自由民権派のさまざまな琉球処分論があるが、これは、沖縄近代史の規定要因とはなりうるほどのものではない。

日清戦争(明治二十七八年)前後から、宮古の島政・税制改革運動、謝花昇の民権拡張運動など、旧琉球支配層の動向(C₁)と利害を異にし、これと対立関係にある民衆の動向(C₂)が抬頭してきたこと、日清戦争における日本の勝利というかたちで対清緊張関係が解消したこと、などにより、この時期、一定の近代化(日本土並み化)がすすみ、土地整理の完了によって、いよいよ社会経済制度の近代化(日本土並み化)が基本的には完成する。この意味で、一八九三(明治二十六年)年から一九〇三(明治三十六年)までは、改革期といえることができる。ただし、この時期、(C₂)は、持統的運動を展開していくだけの組織的、思想的力量をもたない。また、(B)は、台湾の領有(国境の南下)によって、積極性を失う。したがって(B)は、中央政府の対沖縄政策(B₁)と、その出先機関である沖縄県当局の動静(B₂)の両面から考察する必要がある。

いずれにせよ、こうした条件のもとで、社会経済制度の近代化(日本土並み化)以降も、近代化の遅延状態、旧慣の残存状態として、政治行政制度のうえでは、特別制度期が続く。社会経済制度の近代化によって、社会的存立基盤を失ったはずの旧琉球支配層は、金禄支給(この時期のそれは(B₁)の消極化のあらわれであらう)などによって支えられながら、県当局との部分的結合関係をもつくり出しつつ、なおその独自性を維持する。しかし、一九一〇(明治四十三年)の秩禄処分によって、その独自性とまとまりを失いは

じめ、解体・再編過程を経て、沖縄社会の政治的、経済的、文化的指導層として再編成され、特別制度の撤廃を迎える。この指導層は、国家権力機構の末端部分としての側面をもつが、なお機能的にも、意識的にも沖縄社会の指導層としての側面の方がより強い。一九〇三(明治三十六年)から一九二一(大正十)年までは、近代化の遅延状態としての特別制度期である。

政治行政制度の近代化(日本土並み化)によって、特別制度期が終るとともに、日本政府の対沖縄政策も終止符を打ち、この後は、いわば放任県政期が続く。これは日本政府の対沖縄(琉球処分)政策の本質が、軍事、外交政策であったことの当然の帰結で、明治期後半から日本政府は、もっぱら植民地経営の方を重視する。たとえば、明治四十年代には、沖縄のサトウキビの反収は台湾のその一・五倍であったのに、台湾における生産力の上昇によって、昭和初期には、逆に台湾の方が、二倍近くになったといわれることなどは、そうした植民地政策の一つの結果といえよう。逆にいえば、沖縄社会の生産力の低さとその停滞性、そのことに起因する窮乏化(ソテツ地獄)は、差別的植民地政策の結果ではなく、後進資本主義国の辺境に位置づけられた後進地域の構造的宿命だったといっていだらう。いわばそれは、近代化(日本土並み化)の結果であった。

一方、こうした状況は、たとえ感覚的にはあっても、資本主義をこえようとする思想的潮流を生む。近代化(日本土並み化)の完成は、同時に社会主義的思潮の出発点でもあった。それは、ロシア革命(一九一七年)や米騒動(一九一八年)が、沖縄にまでその影響を及ぼしてきたという一面ももっている。いずれにせよ、放任県政期は、社会主義的諸運動の発展期でもあり、そのピークは、大宜味村政革新運動に求め

ることができる。

こうした状況のもとで日本政府は、ふたたび何らかのかたちの対沖繩政策を打ち出すことを余儀なくされ、それが、沖繩県振興十五カ年計画の策定となってあらわれる。しかしこのとき、日本はすでに十五年戦争に突入しており、沖繩もまた国家総動員体制のなかに組み込まれて沖繩戦の破局へ向かいつつあり、振興計画も頓挫せざるをえない。一九二二(大正十)年から一九三二(昭和七)年までを放任県政期とすれば、それ以後沖繩戦までは、戦時体制期といえよう。⁽⁵⁾

このように通観してみたとき、そこには、戦後史との間の明瞭な差異が見出される。すなわち、戦後史においては、歴史を規定している要因のなかでも、人民の闘い(C)―(C₂)が主軸をなしているのに対し、戦前の場合は、日本政府の対沖繩政策(B)の相対的比重が大きい。こうした差異に加えて、沖繩戦による産業基盤や社会組織の徹底的破壊、米軍による占領支配という新たな要因の付加などを考慮に入れば、琉球処分から現在にいたる沖繩近現代史は、その歴史的特徴において、沖繩戦を境に大きく二分されざるをえない。

すなわち、琉球処分から現在にいたる歴史を近代と現代に分けて考えたとするならば、沖繩近現代史の独自性に即してみても、琉球処分から沖繩戦までを近代、沖繩戦から現在までを現代としてとらえることが妥当であろう。しかし、政治思想史の側面からこれをみれば、政治行政制度の近代化(＝本土並み化)が完成した一九二〇年前後が一つの重要な画期として浮かびあがってくる。それは、(1)、この時点から資本主義(＝近代)の克服をめざす社会主義的諸運動が発展しはじめたこと、(2)、それらはきびしい弾圧下に

あつて、相互の組織的連携や連続性は欠いているが、思想的にはほぼ一貫性をもっていること、(3)、これらの運動と戦後の革新的諸運動の間に連続性が認められること、⁽⁶⁾などの理由による。政治思想が、支配政策に対する民衆の動向を反映し、かつまたそれを方向づけるものであることを考えれば、この時期を画期として近代と現代を分かつのも、一つの方法である。

近代と現代に関する一般論にふれようとは思わないが、一九二〇年代前後をとるにせよ、一九四五年をとるにせよ、それが、世界史的なあるいは日本史上の画期と関連をもつものであることはいうまでもない。

注

(1) 「座談会、沖繩にとって戦後とは何か」(『新沖繩文学』二十七号)。

(2) 本稿冒頭「はじめに」の注(1)参照。

(3) 沖繩戦後史を規定する要因とその相関関係に基づく時期区分についてのわたしの基本的考え方は、最初「沖繩戦後史八年表と解説Ⅴ」(『世界』一九六七年八月号)において提示した。それを原型として、以後いくつかの著書、論文のなかで検証、補正しているが、前掲『沖繩戦後史』(岩波新書)でいちおうの結論を出しておいたつもりである。ここでは、新書版としての同書の性格上十分に言及できなかった点について若干の補足的説明を行なっておく。

(4) こうした植民地政策による生産力の向上が、植民地住民の犠牲のうえに成り立っていることはいうまでもない。生産力向上のための生産基盤整備などによって土地を追われた台湾農民の一部が、自然条件の類似した八重山に新天地を求めて移住、定着して、マラリアと闘いながら新たな農地を開拓せざるをえなかったこ

とは、そうした実情の一端を示している、

(5) 琉球処分期から戦時体制期にいたる六つの時期区分は、『沖縄県史2(政治Ⅴ)における島尻勝太郎の時期区分論(後に、これは西里晋行によるものであると、西里が『那覇市史(通史篇Ⅴ第二巻)』で書いている)および、そこに引用された諸説などを参考にしつつ、わたし自身が戦後史を叙述、分析するためにこれまで用いてきた枠組を適用して構成したものである。これに戦後史の三つの時期区分、すなわち、一九四五年から一九五六年までのアメリカの支配政策がほぼ一方的に貫徹された戦後第一期、一九五六年から一九六七年までの沖縄人民の闘いがさまざまな紆余曲折を経ながらもアメリカの対沖縄政策を破綻に追い込んだ戦後第二期、一九六七年から一九七二年までの沖縄返還政策と沖縄人民の闘いが中心になった戦後第三期を結合させて、沖縄近現代史を通観する時期区分として、一九七四年以来沖縄大学の講義で用いている。

(6) ここで見落としてはならないことは、戦時体制下における「転向」の問題である。戦前の社会主義的諸運動の担い手で後に、大政翼賛会などに積極的にコミットしたり、忠君愛国教育の先頭に立ったものはい決して少なくないし、それがまた戦後いち早く革新的諸運動にくら替えしている例もまれではない。戦時下転向形態の解明を抜きにして沖縄現代政治思想史は成り立たないし、戦前と戦後の連続性を語ることもできない。このことは、別の角度からみると、政治的にはむしろ保守的な立場や、非政治的立場の人たちによってなされた戦時体制へのさまざまな抵抗を見落としてはならないということでもある。(たとえば高坂薫「兵役を拒否した沖縄人」琉球新報一九七四年八月十四、十五日付の例)。それはまた、戦争体験を現代史のうえでどうとらえるのかという問題ともつながっている。

当初の構想では、この後に、四、沖縄近現代史の焦点としての政治思想史、五、沖縄近現代史と日本近現代史、の二項目が続く予定であったが、紙数上の制約や個人的な時間上の制約があって、十分な論議が展開できないので、これらの点については、別の機会に稿を改めて論じたい。